

物価高騰対応臨時給付金（低所得の子育て世帯分） （5万円/児童1人あたり）のご案内

受給には手続きが必要な場合があります

給付金の支給額

児童1人あたり 5 万円

給付金の支給時期

市役所に確認書が
届いた日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

次の給付金の申請・受給権者で、18歳以下の児童を扶養している方

- ◆ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり7万円）
- ◆ 物価高騰対応臨時給付金（均等割のみ課税世帯分）（1世帯あたり10万円）
- ◆ 物価高騰対応臨時給付金（新たな市町村民税所得割非課税世帯分）（1世帯あたり10万円）

※平成17年4月2日から申請日までに生まれた児童が対象です。
基準日に施設に入所している児童は対象外です。

市役所から書類が届きます

対象となる方へ以下のいずれかの書類が送付されます。

- ① 支給決定通知
- ② 支給要件確認書 ※②の場合は手続きが必要です。



詳しくは裏面へ

課税状況が変更となり対象世帯となった場合や、心当たりがあるのに書類が届かない場合は、
岩見沢市 物価高騰対応臨時給付金 窓口（市民連携室）
TEL 0126-35-4267までご連絡ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

● 対象世帯

次の給付金の申請・受給権者で、18歳以下の児童を扶養している方

- ◆ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり7万円）
- ◆ 物価高騰対応臨時給付金（均等割のみ課税世帯分）（1世帯あたり10万円）
- ◆ 物価高騰対応臨時給付金（新たな市町村民税所得割非課税世帯分）（1世帯あたり10万円）

※平成17年4月2日から申請日までに生まれた児童が対象です。
基準日に施設に入所している児童は対象外です。

● 対象世帯には、市役所から給付内容や確認事項が書かれた支給決定通知書や支給要件確認書が届きます。

① 支給決定通知が届いた方

給付金は、申請不要で受け取れます。

ただし、通知に記載されているものと別口座での受け取りを希望される場合や、給付金の受給を希望しない場合は、下記問合せ先まで電話等によりご連絡ください。

② 支給要件確認書が届いた方

中身を確認し、必要事項を記入のうえ、市役所に**返信してください。**

支給要件確認書に記載された情報から、オンライン申請することもできます。

【必要書類】 本人確認書類の写し、口座確認書類の写し

提出期限 令和6年10月31日（消印有効）



物価高騰対応臨時給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎**岩見沢警察署：☎22-0110**

問合せ先

岩見沢市 物価高騰対応臨時給付金 窓口
(市民連携室)

受付時間 平日9:00～17:00



**直通
代表**

**0126-35-4267
0126-23-4111
(内線 2111)**